

月刊基金

Monthly KIKIN 第61巻 第1号

1

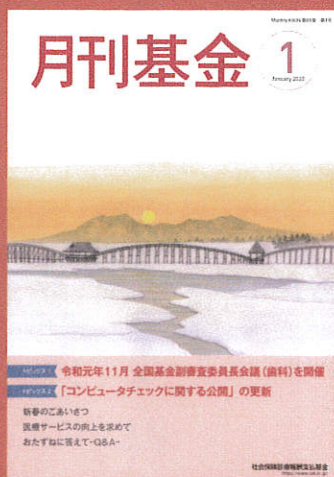
JANUARY 2020

社会保険診療報酬支払基金 基本理念

私たちの使命

私たちは、国民の皆様信頼される専門機関として、診療報酬の「適正な審査」と「迅速な支払」を通じ、国民の皆様にとって大切な医療保険制度を支えます。

今月の表紙



鶴の舞橋 (青森県)
表紙イラスト 永吉 秀司

鶴田町の津軽富士見湖に架かる鶴の舞橋は全長300mの日本一長い木造の三連太鼓橋。

かつて鶴が数多く飛来していたという地名から名づけられ、そのデザインも鶴が羽を広げた姿をイメージしたものとなっています。

CONTENTS

2 新春のごあいさつ

社会保険診療報酬支払基金 理事長 神田 裕二

4

医療サービスの向上を求めて

通院が困難な方々のお口の健康を願って活動しています

あぜりあ歯科診療所 (東京都豊島区)

8

医学のはなし 知っておきたい病気の豆知識 連載126回

アレルギー性鼻炎と舌下免疫療法

ニュー琴海病院 (長崎県) 耳鼻咽喉科 眞田 文明

9

トピックス1

令和元年11月 全国基金副審査委員長会議 (歯科) を開催

12

審査委員長に伺いました。

医療保険制度と支払基金をより発展させていくという信念をもって

東京都社会保険診療報酬請求書審査委員会 審査委員長 久岡 英彦

14

協会けんぽ愛知支部を見学させていただきました

15

クローズアップ ~支払基金の職員を紹介します~

先を見据えた能動的な働き方へと部下を導いていけるようなリーダーを目指したい

熊本支部 審査業務第2課 審査業務第3係長 松本 麻衣子

16

トピックス2

「コンピュータチェックに関する公開」の更新

18

医療保険等の動き マンスリーノート

20

おたずねに答えて-Q&A-

24

保険請求の基礎知識

28

支払基金における審査状況 (令和元年9月審査分)

30

医療費の動向 診療報酬等確定状況 (令和元年9月診療分)

32

支払基金が受託している医療費助成に係る事業内容の更新

33

インフォメーション

基礎知識

保険請求の基礎知識

ノロウイルス抗原定性については、平成30年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の別添1「医科診療報酬点数表に関する事項」に「ノロウイルス抗原定性は、以下のいずれかに該当する患者について、当該ウイルス感染症が疑われる場合に算定する。」と示されています。

【通知 平成30年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号】

別添1

医科診療報酬点数表に関する事項

第2章 特掲診療料

第3部 検査

第1節 検体検査料

第1款 検体検査実施料

D012 感染症免疫学的検査

(1) ~ (20) (略)

(21) 「25」のノロウイルス抗原定性は、以下のいずれかに該当する患者について、当該ウイルス感染症が疑われる場合に算定する。

ア 3歳未満の患者

イ 65歳以上の患者

ウ 悪性腫瘍の診断が確定している患者

エ 臓器移植後の患者

オ 抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤、又は免疫抑制効果のある薬剤を投与中の患者

(22) ~ (略)

本事例については、36歳のノロウイルス性胃腸炎の疑い患者に対して、「ノロウイルス抗原定性」を算定しています。

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日付け保医発0305第1号)の通知において「以下(アからオまで)のいずれかに該当する患者について、当該ウイルス感染症が疑われる場合に算定する」と示されていますので、ご注意ください。

なお、通知において、該当する患者に年齢の規定を伴う感染症免疫学的検査については、月刊基金 令和元年9月号「保険請求の基礎知識」(22頁)に「15歳未満の患者に対するグロブリンクラス別ウイルス抗体価(ヒトバルボウイルスB19)の算定について」を掲載していますので、併せてご注意ください。

今回は①「ノロウイルス抗原定性の算定について」②「口腔内装置調整の算定について」③「屯服薬調剤料の取扱いについて」を掲載します。

事例①
医科
ノロウイルス抗原定性の算定について

診療報酬明細書 (医科入院外) 令和2年1月分 県番: 医科: 1 医科 1 社保 1 単独 2 本外

保険者番号: 給付割合: 記号・番号:

氏名: 2女 3昭 58. 4. 15 生 特記事項: 職務上の事由: 傷病名: (1) 嘔吐症 (2) 下痢症 (3) ノロウイルス性胃腸炎の疑い 診療開始日: (1) 令02.01.20 (2) 令02.01.20 (3) 令02.01.20 診療日数: 1日 公① 日 公② 日

1	初診	288 × 1回	288	(11) 初診料	288 × 1
12	再診	×	回	(21) 調剤料(内服薬・浸煎薬・屯服薬)	9 × 1
	再外来管理加算	×	回		
	時間外	×	回		
	診休日	×	回	(25) 処方料(その他)	42 × 1
	深夜	×	回	(27) 調基(その他)	8 × 1
13	医学管理			(60) ノロウイルス抗原定性	150 × 1
	往診	回			
14	夜間	回			
	深夜・緊急	回			
	在宅患者訪問診療	回			
	その他	回			
	薬剤				
20	21 内服薬	10 単位	20		
	22 屯服薬	9 × 1回	9		
	23 外用薬	単位			
	25 処方	42 × 1回	42		
	26 麻薬	回			
	27 調基	8 × 1回	8		
30	31 皮下筋肉内	回			
	32 静脈内	回			
	33 その他	回			
40	処置	回			
50	手術・麻酔	回			
60	検査	3回	334		
70	画像診断	回			
80	その他	回			
	他薬				

診療報酬明細書 701 一部負担金額 円 高額療養費 円 公費負担点① 点 公費負担点② 点

事例③
調剤

屯服薬調剤の取扱いについて

調剤報酬明細書 令和 2 年 1 月分

公費①	公費②	公費③	公費④
氏名	性別	年齢	生
住所	〒		
診療科	診療時間	診療日	診療時間
処方	調剤	調剤	調剤
1	1	1	1
調剤品名・規格・用量・剤形・用法	単剤調剤点数	調剤料	薬剤料
【屯服】 〇〇錠 (1回用量: 2錠)	2錠	21	2
【屯服】 △△錠 (1回用量: 2錠)	2錠	21	1
調剤料	薬剤料	加算料	公費分点数
425			
基A			
41			
薬C			
			53

屯服薬調剤については、平成30年3月5日付け厚生労働省告示第43号「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」及び同日付け厚生労働省通知保医発0305第1号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」において、次のように示されています。

【告示 平成30年3月5日付け厚生労働省告示第43号】

別表第三 調剤報酬点数表 第1節 調剤技術料 01 調剤料	2 屯服薬 21点 注 1回の処方箋受付において、屯服薬を調剤した場合は、剤数にかかわらず、所定点数を算定する。
--	---

【通知 平成30年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号】

別添3 調剤報酬点数表に関する事項 ＜調剤技術料＞ 区分01 調剤料	(2) 屯服薬 屯服薬の調剤料は、調剤した剤数、回数にかかわらず、1回の処方箋受付につき所定点数を算定する。
---	---

本事例については、処方箋受付1回で屯服薬調剤料が2回算定されています。
屯服薬調剤については、屯服薬の告示注に「1回の処方箋受付において、屯服薬を調剤した場合は、剤数にかかわらず、所定点数を算定する。」と示されていることから、1回の算定となりますので、ご注意ください。

事例②
歯科

口腔内装置調整の算定について

診療報酬明細書 (歯科) 令和 2 年 1 月分

診療科	診療時間	診療日	診療時間
1	1	1	1
患者氏名	性別	年齢	生
住所	〒		
診療科	診療時間	診療日	診療時間
処置	調剤	調剤	調剤
1	1	1	1
処置名	単剤調剤点数	調剤料	薬剤料
Brx 歯ざり用口腔内装置フテキ			
1	1	1	1
調剤品名・規格・用量・剤形・用法	単剤調剤点数	調剤料	薬剤料
口腔内装置調整(歯ざり用口腔内装置) 120×2	2	210	
調剤料	薬剤料	加算料	公費分点数
			448

歯ざりに対する口腔内装置の調整については、平成30年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」において、次のように示されています。

【通知 平成30年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号】

別添2 歯科診療報酬点数表に関する事項 第2章 特掲診療料 第8部 処置 第1節 処置料 I017-2 口腔内装置調整・修理 (1) (略) (2) 区分番号I017に掲げる口腔内装置の「注」に規定する歯ざりに対する口腔内装置 (「1」)	口腔内装置1)又は「2 口腔内装置2)により製作した場合に限る。)を装着後、咬合関係等の検査を行い、咬合面にレジンを追加又は削合により調整した場合は1口腔1回につき「1の口 歯ざりに対する口腔内装置の場合」により算定する。なお、当該装置の調整は、月1回に限り算定する。 (3)~(7) (略)
--	---

参考 平成30年3月5日付け厚生労働省告示第43号

別表第二 歯科診療報酬点数表 第2章 特掲診療料 第8部 処置 第1節 処置料 I017-2 口腔内装置調整・修理 (1口腔につき) 1 口腔内装置調整 イ 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置の場合 120点 ロ 歯ざりに対する口腔内装置の場合 120点 ハ イ及びロ以外の場合 220点	2 口腔内装置修理 234点 注1 (略) 注2 1のロについては、区分番号I017に掲げる口腔内装置の注に規定する歯ざりに対する口腔内装置の調整を行った場合に算定する。 注3 (略) 注4 同一の患者について1月以内に口腔内装置調整を2回以上行った場合は、第1回の調整を行ったときに算定する。 注5 (略)
--	---

本事例については、同月に口腔内装置調整（歯ざりに対する口腔内装置の場合）が2回算定されています。平成30年3月5日付け保医発0305第1号の通知に、「区分番号I017に掲げる口腔内装置の「注」に規定する歯ざりに対する口腔内装置（「1 口腔内装置1」又は「2 口腔内装置2」により製作した場合に限る。）を装着後、咬合関係等の検査を行い、咬合面にレジンを追加又は削合により調整した場合は1口腔1回につき「1の口 歯ざりに対する口腔内装置の場合」により算定する。なお、当該装置の調整は、月1回に限り算定する。」と示されていますので、ご注意ください。